

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会における会社の経営上の意思決定が適確かつ迅速に行われること、その意思決定に基づく事業展開が確実に行われること、及びこの意思決定と業務遂行の過程においてコンプライアンスが堅持されることが、当社並びに当社グループのコーポレート・ガバナンスの要諦と捉えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 樺本チエイン	3,356,936	10.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,887,000	8.89
太陽生命保険株式会社	2,869,027	8.83
株式会社 三井住友銀行	1,423,581	4.38
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,400,000	4.31
日本生命保険相互会社	944,465	2.91
株式会社 リそな銀行	790,000	2.43
東京海上日動火災保険株式会社	764,790	2.35
株式会社 日阪製作所	750,000	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	631,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
新 健一	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
新 健一	○	<略歴> 平成20年3月 株式会社エムジー・アタラン(現 株式会社新工務所)代表取締役社長(現在) 平成23年6月 当社取締役(現在)	当該取締役は、左記の経歴より会社経営における豊富な経験や知見を有しており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけたと考えっております。 又、当社の基準に照らし、かつ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断した為に選任したものであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。監査役は会計監査人より随時説明を受け、かつ事業報告、計算書類及び附属明細書につき検討を加え、監査の充実に努めております。

監査役はコンプライアンス室と内部監査室(内部統制チーム)との連携の下で、必要の都度、法令違反の有無・リスクの有無その他について情報交換し、業務内容の的確性を相互に確認すると共に、コンプライアンス室が関連部門と協力しながら実施する、各部門の業務遂行状況の点検結果について報告を受ける等、互いに内部統制が機能するよう連携を強化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
中島省三	他の会社の出身者									○	○
藤田英二	他の会社の出身者									○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
中島省三		<p><略歴> 平成20年4月 株式会社椿本チエイン 経営企画室 アジア事業担当 平成20年6月 当社監査役(常勤)(現在)</p>	<p>当該監査役は、左記の経歴より、当社の海外業務拡充に当たり、豊富な海外経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能が不可欠であると判断したため、平成20年6月に当社株主総会において社外監査役に選任されております。社外監査役に就任以来、期待された社外監査役業務を厳正に実践すると共に、積極的に社外研修会等に参加してその知識を充実し、社内外においてその地位を既に確立していることから、主要な取引先・主要株主等からの影響を受けるおそれは全くありません。</p>
藤田英二		<p><略歴> 平成15年6月 株式会社椿本チエイン 取締役退任 平成16年10月 当社監査役(非常勤)(現在)</p>	<p>当該監査役は、左記の略歴の通り、平成16年10月に当社株主総会において社外監査役に選任、平成20年6月には再任され、現在に至っております。社外監査役に就任以来、厳正に社外監査役業務を実践しており、社内外においてその地位を確立していることから、主要な取引先・主要株主等からの影響を受けるおそれは全くありません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役又は社外監査役が独立性を有することの条件として、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれにも該当することがなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることと考えております。

- 当社及び当社の関係会社(当社グループ)の業務執行者
- 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっているものの業務執行者
- 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 過去1年間において、上記1から6までに該当していた者

当社は、上記の基準に照らし、社外取締役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
当社は、取締役・監査役に対し、当社の期間業績を反映した役員賞与の支給制度を採用しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
当社は、取締役・監査役・社外役員を区別して役員区分ごとに報酬総額を有価証券報告書に記載しております。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの当社第108期の取締役の年間報酬総額は、302百万円、監査役は32百万円、社外役員は19百万円であります。役員ごとの連結報酬額等の総額は、1億円以上である者は存在しませんので、記載しておりません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役報酬の内容の決定に関しましては、取締役及び監査役を区別し、月額報酬限度額について株主総会で決議しております。なお、平成20年6月27日開催の第105回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額26百万円以内(使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず)、監査役の報酬限度額は月額7百万円以内であります。取締役個々の報酬につきましては、この限度額内で毎年1回、役職・経験年数・実績及び会社業績・世間水準・従業員の水準を勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役個々の報酬につきましては、上記の限度額内で、毎年1回、監査役の協議によって定めております。

役員賞与につきましては、役員賞与の金額と基本報酬額を加えたものが株主総会で承認された報酬限度額内であっても、決算時に引当金計上した上で、株主総会の承認を得る形で実施することとしております。なお、取締役及び監査役への退任慰労金の制度は廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従スタッフは置いておりませんが、必要に応じ「経営会議」のスタッフ等が対応することになっており、スタッフ及び監査役会等を通じて、社外取締役及び社外監査役も他の役員と同様の情報伝達が行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行、監視・内部統制等の仕組みは別添模式図の通りとし、「取締役会」・「監査役会」に加えて、代表取締役の業務執行の諮問機関として役付執行役員からなる「経営会議」を設けております。この「経営会議」は経営戦略本部のスタッフを置いて機能しており、業務執行に係るフォローとチェック、コンプライアンス、事業リスク等の面から、「内部統制委員会」と「内部監査室(内部統制チーム)」を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面からと、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。平成23年6月の定時株主総会後の当社の経営体制は、社外取締役1名を含む取締役12名、社外監査役2名を含む監査役4名、取締役兼務者10名を含む執行役員19名となっております。社外取締役1名及び社外監査役2名は、それぞれ経営陣から独立した中立性を保っております。また、平成22年度に開催された取締役会は14回、監査役会は5回であり、取締役・監査役とも開催されたもの全てに出席しております。

一方、子会社の監査役は経理部門のスタッフが兼務しており、年1回当社監査役に子会社の監査概況を報告しております。これに加え必要である場合は、当社監査役が直接に子会社監査を実施しております。これにより当社グループ全体での監査体制の実効性を高めております。

監査の状況といたしましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、平成23年3月期においては、指定社員 業務執行社員公認会計士 原田大輔氏と 同 黒川智哉氏(いずれも監査継続年数は7年以内)が担当しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記のように諸施策を実施することで、絶えずガバナンス体制の向上を図ってきました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討してまいります。現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由がなく、上記施策による監査役設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制を図ることが適当と判断しております。

社外取締役には、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェック機能を担って頂いております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	従来の招集通知に加えて、株主の皆様へ情報をきめ細かくご報告する目的で、招集通知と合わせて事業の報告書を発送することにしております。株主総会は平成23年6月29日でありませ

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、期末報告書(事業報告)、中間報告書、決算公告、業績の推移、株式の状況などを掲載しております。期末報告書及び中間報告書については、代表者自身が業績の状況につきコメントを加えております。また、適時開示資料についても、適時開示後すみやかに掲載することに努めております。 ホームページ: http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営会議直轄の経営戦略本部を置き、その本部内の広報室が中心となりアナリスト・機関投資家向け広報を行っております。また、株主関係を人事総務部が、財務会計に関しては経理部が中心になり、IR活動を補佐しております。	
その他	毎年6月および12月に、期末報告書および中間報告書を株主の皆様へ発送しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是の中で「社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。」と謳い、また「ミッション・ステートメント」において、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的対応により企業の社会的責任を果たし、株主、投資家の方々だけでなく当社に関わるステークホルダー全般の立場の尊重を定めております。さらに企業倫理規定の中にもステークホルダーの立場の尊重について定め、役職員に徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び当社がその株式を上場する株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所の定める規則を遵守し、「有価証券上場規程」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに適時・正確・公平に情報を開示するという方針であります。これらの方針は、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」や「情報保護管理規則」により規定され、運用されております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

当企業グループが、企業の社会的責任、ステークホルダーの立場の尊重等を踏まえた経営の基本方針に基づき、経営戦略や事業目的を実現していくための企業統治の中で、「コンプライアンスと効率的な業務執行を確保する体制を構築し、それを検証しながら問題点を早期に把握し、それを迅速に是正していくこと」が内部統制システムの基本だと考えております。

<整備の状況>

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制について、
 - 企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を取締役及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする
 - 当社はコンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス室において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括する
 - 代表取締役社長の下に内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて代表取締役社長及び監査役に報告する
 - 当社及び当社グループ内にコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス室に報告される体制とし、同室はそれらの内容に応じ、代表取締役・経営会議・取締役会等へ報告すると共に、所定の手続きを経て全社的な再発防止策を実施する
 - コンプライアンス室と人事総務部は連携して、コンプライアンスに係る取締役及び従業員に対する研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営することとしております。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、

当社は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、その者が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。取締役及び監査役は文書管理規定により常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について、

多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、グループ全体のリスクマネジメント規定を制定し、グループ横断的なリスクマネジメント委員会及び統括責任者を定めて管理体制を整備し、事業損失の極小化を計っております。具体的な対応として、

 - コンプライアンス・環境・災害・品質・情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの部署において規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行い、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス室等が行う
 - コンプライアンス室と内部監査室は経理部門等との連携により各部門のリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続きを経てリスク管理体制の改善策及び発生したリスクの対応策等を実施することとしております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、

会社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、

 - 役付執行役員を構成員とする経営会議による代表取締役の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
 - 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

を通じて、取締役の業務執行の効率化を図っております。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について、

会社が定めた「関係会社運営・管理指針」の下で、グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限を与えており、コンプライアンス室は経理部、人事総務部と連携してこれらを横断的に推進し、管理しております。
- 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項について、

監査役は管理部門を管掌する取締役に求めて、直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令でき、監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととしております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について、

取締役または従業員が監査役会に対して、法定の事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制の整備を進めており、報告方法については、管理部門を管掌する取締役と監査役会の協議により決定することとしております。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制について、

代表取締役以下各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備すると共に、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題について意見交換をしております。また、監査役は、内部監査室と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとしております。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制について
当社は当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本的計画及び方針」に基づいて、内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は監査役制度を採用しており、監査役会・取締役会等、法が予定するコーポレート・ガバナンスの役割・機能に加えて、代表取締役の業務遂行の諮問機関として役付執行役員からなる「経営会議」を設け、その下に、経営戦略本部のスタッフを置いて業務執行に係るフォローとチェック、コンプライアンス、事業リスク、内部統制等の面から代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。また、国内の当社グループの子会社13社についても同様に監査役制度を採用しており、必要に応じて親会社からの経営支援や監督を行っております。

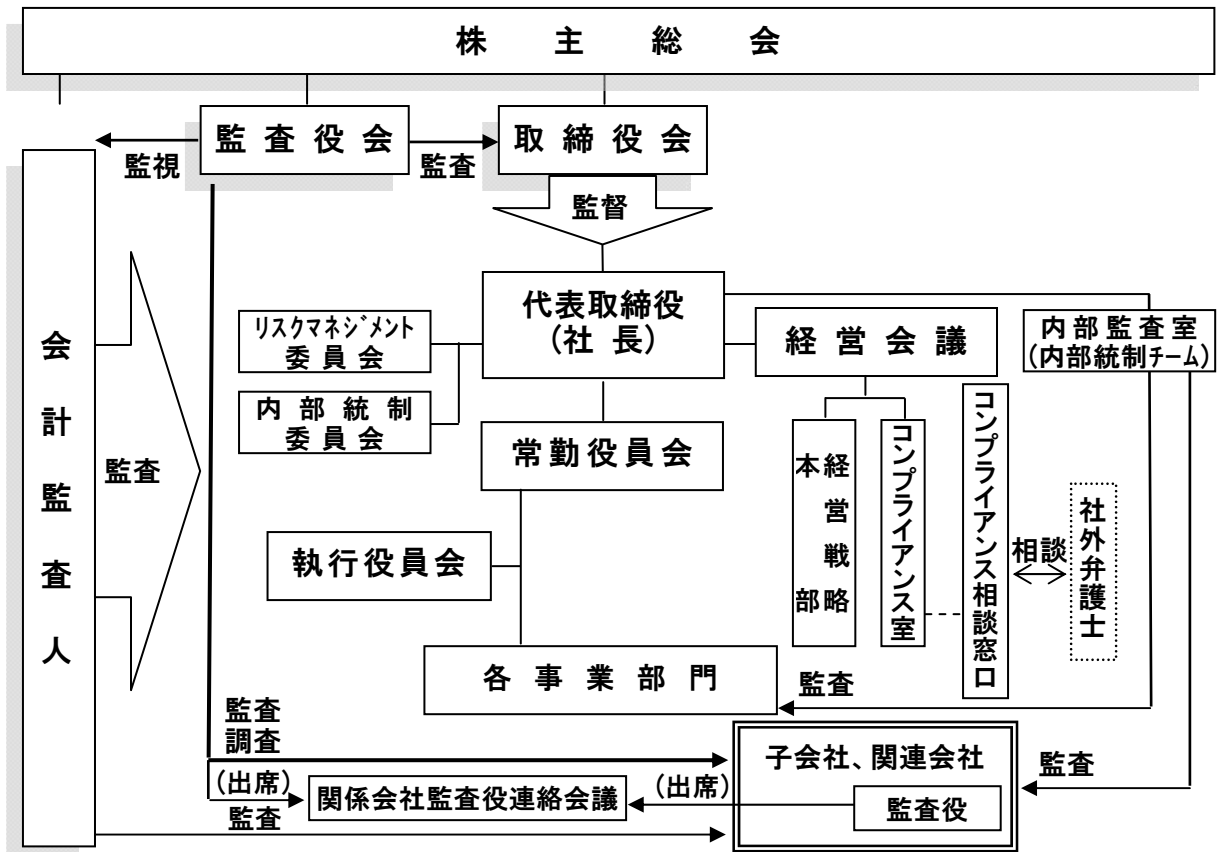
こうした経営監督・サポート体制のもと、当社グループの経営に関する重要事項は、椿本興業の経営会議で協議し取締役会にて審議・承認・決議することとしております。この情報は経営会議及び取締役会出席メンバー内にとどめられ、各人の厳格な管理のもとに置かれております。

上記のような経営体制のもと、いわゆる決定事実や決算情報という情報は、その情報担当部門と関与する部門（経営企画室・営業企画室・コンプライアンス室・経理部・人事総務部・子会社社長及び関連部門）が必要に応じて参集し、適用される会計原則、法律及び規則を遵守しているか相互にチェックした上で情報を取りまとめ、経営会議及び代表取締役社長に報告されます。以上の手続を経て代表取締役社長は取締役会を招集付議し、取締役会で承認・決議した内容を情報取扱責任者である常務執行役員の指示に基づき、経理部が決定事実・決算情報として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。なお監査役は上記の手続及び内容につき開示以前での厳正なるチェックを行っております。

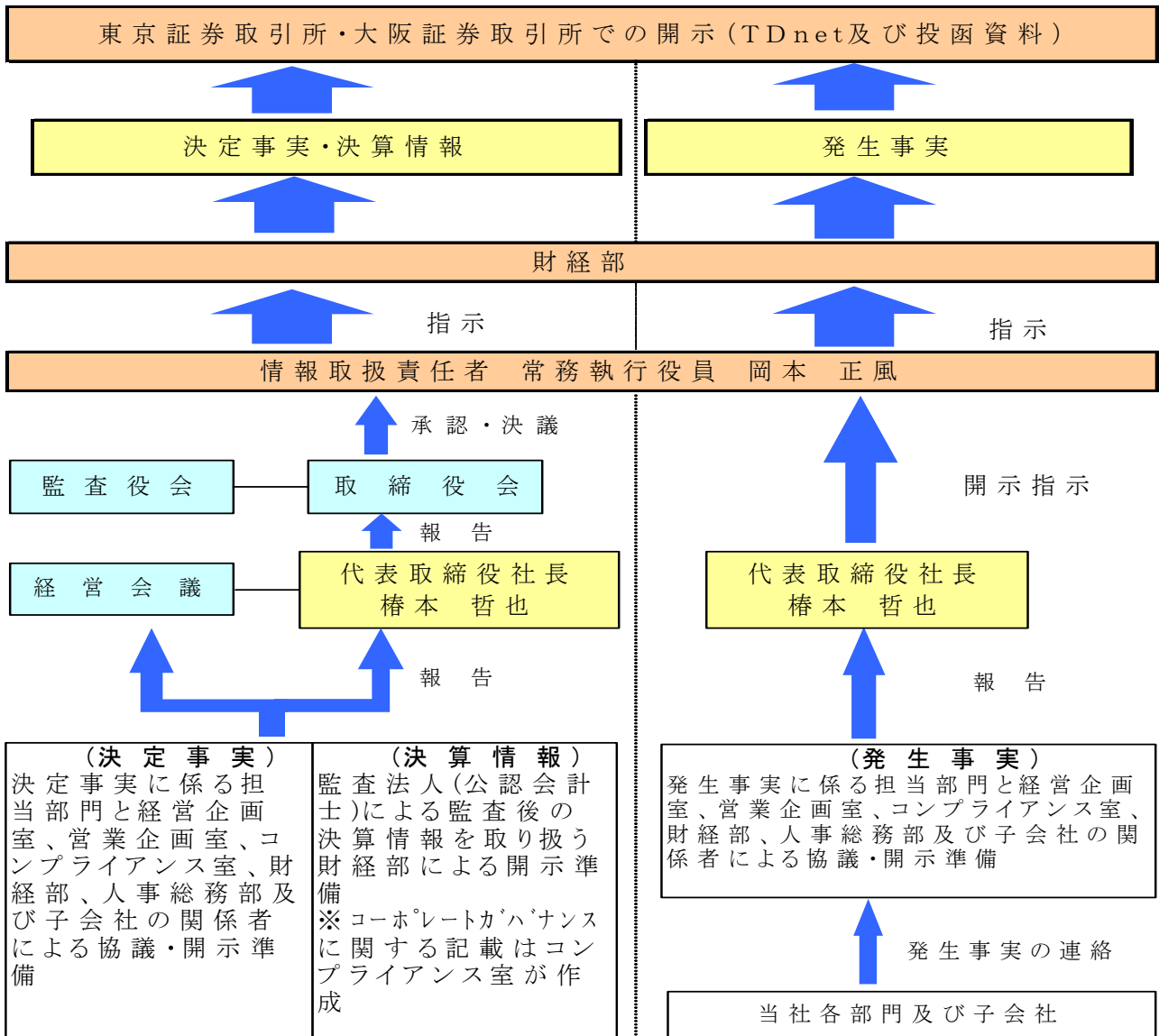
また、いわゆる発生事実については、当社各部門や子会社に発生した事実を当該部門が速やかにコンプライアンス室や経理部に連絡し、その該当部門やその情報に関与する部門（経営企画室・営業企画室・コンプライアンス室・経理部・人事総務部・子会社社長及び関連部門）が必要に応じて参集し、監査法人・顧問弁護士の見解、アドバイスを受けながら代表取締役社長に報告する一方、監査役はその手続及び内容につき開示以前での厳正なるチェックを致します。その上で適時開示規則に従い当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、代表取締役社長の情報取扱責任者への開示指示を受け、情報取扱責任者である常務執行役員は、経理部に発生事実として開示指示をいたします。経理部は、発生事実として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。こうした発生事実は決定事実や決算情報とは違い、一刻も早く広く投資家や利害関係者に開示する必要があるため、決定事実や決算情報を開示する手続を経ないこととしております。

以上のような情報開示にかかる重要情報の取扱に関しては、当社グループ内の規定として「内部取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」を定め、そのポリシーを全役員に徹底しております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上